平成２７年（フ）第４０８号
熊本市西区蓮台寺４丁目15番１－202号
ヴォルフスガルデン熊本南
破産者　永野　正興
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２３号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目24番１号（山田アパート101号）
破産者　牧　　純二
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目34番６号（ウイング薬師602号）
破産者　進藤　和政
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
沖縄県那覇市字栄原４丁目８番３号　ほのぼの荘202
破産者　粟国　昌人
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６７号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目１番８号　新垣ハウス　303
破産者　洲鎌　利行
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６５号
北海道旭川市東光８条５丁目３番７号
破産者　山田　政久
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８９号
北海道旭川市大町１条10丁目181番地の53
マイるーむＣ号
破産者　田邉　裕子（旧姓林）
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
釧路市川北町２番２号　エバーラスティングⅢ　205号
破産者　前田　　亮
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１９８号
茨城県鉾田市大竹1598番地２
破産者　芝沼　正枝
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８６７号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目152番地　サンヴェール伊勢佐木町1106号室
破産者　高橋　和子
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８４号
神奈川県藤沢市本藤沢３丁目17番12号
破産者　金井　美樹（旧姓山下）
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４５８号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目65番地11　三ツ境Ｋ＆Ｆマンション203、旧住所横浜市港北区新羽町2098番地
破産者　高野　俊夫
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３４号
神奈川県座間市相武台１丁目39番36号　コーポサンロード205号
破産者　安藤　将之
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４９号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目229番地４
破産者　堀　勇喜夫
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２４６号
岐阜県関市下白金912番地１　特別養護老人ホームあかつき、前住所岐阜県関市巾３丁目301番地４
破産者　山村縫製こと　山村　　稔
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７４号
静岡県駿東郡長泉町下土狩357番地の１　エンブルエバー長泉705号
破産者　泉川　省治
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
静岡県富士市今泉3802番地の11
破産者　佐々木輝徳
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３５号
静岡県富士市吉原４丁目５番15号
破産者　南　　雄介
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部